

## 平成 26 年度食事摂取基準普及研修事業 実施団体公募要綱

### 1. 目的

食事摂取基準は、健康の保持増進、生活習慣病の予防を目的として、エネルギー及び各栄養素の摂取量について、1日あたりの基準を示したものであり、5年ごとに改定を行っているところである。

今次改定した日本人の食事摂取基準（2015年版）は、策定目的として、健康の保持増進、生活習慣病の発症予防とともに重症化予防を加えたことが特徴である。平成27年度から使用を開始するにあたって、この日本人の食事摂取基準（2015年版）を活用し、国民の栄養評価・栄養管理の標準化と質の向上が図られよう、管理栄養士、医師等保健医療関係者に対して研修を行うこととする。

ついては、平成 26 年度食事摂取基準普及研修事業を実施する団体の公募について、この要綱に定める。

### 2. 事業の内容

団体の業務は、別に定める「平成 26 年度食事摂取基準普及研修事業実施要綱」に規定する業務とする。

### 3. 委託費予算額

本事業にかかる委託費の交付については、別に定める「平成 26 年度食事摂取基準普及研修事業委託費交付要綱」に基づいて行われるものである。

今回の事業計画の作成に当たっては、以下のとおりである。

(1) 基準額 30,886 千円（上限額）

(2) 対象経費

食事摂取基準普及研修事業を行うために必要な諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費）

### 4. 事業の実施期間

平成 26 年度内に開始し完了すること。

### 5. 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること。

(1) 研修会の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること

(2) 研修会を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること。

### 6. 応募方法等

(1) 提出書類

様式 1 に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。

- ① 団体概要（様式2）
- ② これまでの活動概要（様式任意）
- ③ 事業計画（様式3）

以下の項目について具体的に記載してください。

- ・研修会の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ・研修会の実施に係る運営体制
- ・研修会の実施時期  
(原則として、平成26年12月31日までに終了するものとする)
- ・研修場所の確保状況
- ・研修会の周知方法
- ・研修会の募集方法
- ・類似業務の実績とその内容

- ④ 所要額内訳書（様式4）
- ⑤ その他（事業の詳細がわかる資料等。様式任意）

## (2) 応募方法

提出期限及び提出先（お問い合わせ先）は以下のとおりです。

### ① 提出期間

平成26年4月14日（月）から5月16日（金）（必着）

### ② 提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室栄養調査係 宛

※ 封筒の宛名面に「食事摂取基準普及研修事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。

郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

（問い合わせ先）

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室栄養調査係

田中、齋藤、神

電話 03-5253-1111（内線2344）

FAX 03-3502-3099

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前9時30分～午後5時（正午から午後1時を除く）とします。

### ③ 提出書類及び部数

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ア 事業計画書                      | 10部 |
| イ 経費額内訳書                     | 10部 |
| ウ 団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料 | 1部  |

## 7. 採択方法

採択に当たっては、厚生労働省に設置する本事業に関する評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が採択団体を決定する。

審査に当たっては、原則としてヒアリング等による審査を行うこととする。

審査は平成 26 年 6 月頃に予定しているが、ヒアリング等に要する旅費等については補助対象としないので注意すること。

この他、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫委託費基準額について通知を行う。

採択決定後において、厚生労働省が指示する委託費の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。